

令和5年度指導監査対象[社会福祉法人]

実施数 4法人

指摘件数 6件

【指摘の内訳】

理事会の運営に関すること 1件

(主な内容)

- 定款の規定に基づき、理事会招集通知の発出者は理事長とすること。

評議員会の運営に関すること 3件

(主な内容)

- 定款の規定に基づき、評議員会議事録については、出席した評議員の内から2名を議事録署名人として選出のうえ、署名または記名押印すること。
- 評議員会招集通知については、1週間前(中7日)までに発出すること。
- 定時評議員会と決算書類承認理事会については、2週間(中14日)以上空けて開催すること。

評議員の選任に関すること 1件

(主な内容)

- 定款の規定に基づき、理事会の協議を経て、評議員選任・解任委員会の運営細則を定め、適用すること。

定款の変更に関すること 1件

(主な内容)

- 理事会及び評議員会の協議を経て、基本財産の追加に係る定款の変更手続きを行うこと。